

平成 26 年度新潟市老人デイサービスセンター指定管理者事業計画書

施設名 老人デイサービスセンターひばり

1. 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人坂井輪会	
事業者の所在地	〒950-2035 新潟市西区新通4734番地	
設立年月日	平成5年4月28日	
代表者氏名	理事長 坪谷 誠	
資本金又は基本財産	土地 11,499.76㎡ 建物2棟 延7,965.32㎡ 倉庫37.26㎡	
役員数	理事10名 監事2名 評議員 21名	
職員数	217名（非常勤を含む）	
連絡先等	電話：025-269-0290	Fax：025-269-0288
	e-mail：hosogai_m@niigata-min.or.jp	
<p>事業者の実施事業</p> <p>(1) 主たる事業</p> <p>特別養護老人ホーム 通所介護（介護予防含む） 短期入所 訪問介護 地域包括支援センター 居宅介護支援 ケアハウス グループホーム</p> <p>特別養護老人ホーム穂波の里 平成6年4月1日開設 80人定員 ショートステイ穂波の里（単独型）平成17年1月11日開設 35人定員（新潟市） デイサービスセンター穂波の里 平成6年4月1日開設 30人定員（坂井輪地区を中心） 老人デイサービスセンターひばり 平成10年7月10日運営開始 30人定員（新潟市中央区を中心） ケアハウス穂波の里 平成13年11月1日開設 40人定員 グループホーム穂波の里 平成13年11月1日開設 9人定員</p> <p>地域密着型特別養護老人ホーム道場山穂波の里 平成23年2月1日開設 29人定員 認知症対応型通所介護施設デイサービスセンター道場山穂波の里 平成23年2月1日開設 12人定員</p> <p>(2) 主たる事業以外 配食サービス</p>		

老人デイサービスセンター他関連施設の管理運営実績 沿革

平成3年頃より住民の施設づくりの会が結成され、約5000名の会の活動を経て、平成5年法人認可、平成6年4月1日 新通で特養を中心とした事業を開始、平成10年7月 市より運営委託を受け窪田町にデイサービスセンターひばりの運営開始、平成13年よりケアハウス、グループホームを新通に併設し、法人全体として高齢者の総合的福祉事業を持つに至り、今日に至っています。また、平成18年4月より介護保険法改定に伴い介護予防事業を通所介護事業と一体的に運営することとなりました。その後、増え続ける特養待機者の要望にこたえるために、平成23年2月地域密着型特養（定員29人）と認知症対応型通所介護施設（定員12人）を開設しました。

2. 指定管理者申請の理由

平成10年7月の運営開始以来、在宅サービスの一環としての通所介護サービスの果す役割は在宅で過ごされる高齢者の方々にとって切り離せない重要なサービス事業と考え、地域との関わりを持ちながら、地域の方々の要望にこたえ、いつでも、安心して利用できる施設を目指して運営をしてまいりました。これからも、これまでの実績に基づき、これまで以上に、在宅サービス利用者の方々への要望にこたえられるよう努め、地域の在宅介護サービスの充実に貢献していきたいと考えており、デイサービスセンターひばりの管理運営について申請いたします。

3. 事業計画

(1) 老人デイサービスセンターひばり運営の理念及び方針

①当施設運営の基本的な理念及び方針

ご利用者の心身の状況やご家族の環境を踏まえ、ケアプランに基づき個別援助計画に従って、住み慣れたご自宅での生活が継続できるようサービスを提供し支援します。利用者の人権を尊重した援助、自立支援を進めていきます。介護予防通所介護事業を併せて実施し、要介護状態とならないよう身体能力の維持に努めていきます。

②市民に利用しやすい施設運営の考え方

年末、年始を除き、祝祭日も事業を実施し、利用者の要望に応えられるよう努めます。委託があつてから待たずに利用いただけるよう、居宅介護支援事業所と綿密な連携を保ちながら運営していきます。また、低所得者の方のための利用料の法人減免や生活保護の方のご利用も積極的に受けていきます。

③利用者に対する質の高いサービスの提供に向けた取り組み

個別援助計画に基づいた援助の提供、定期的なカンファランスの実施、ケアマネージャーとの連携を強めていきます。また、介護予防のため地域包括支援センターとの連携を進め、質の高いサービスの提供に努めていきます。

(2) 事業の実施方法

①定員数 30名

②休館日 12月31日～1月3日の間

③開館時間

午前8時30分～午後5時30分

午前9時30分～午後4時45分（サービス提供時間）

(3) サービス内容

通所介護サービス

送迎、入浴、食事及び健康管理、個別機能訓練、口腔ケアなど

介護予防通所介護

運動器機能向上、口腔機能向上など

(4) 利用料金

保険外負担 食費 550円／1回（食費、おやつ代含む）

介護保険法に基づく利用料金

(5) 低所得者対策実施の有無

社会福祉法人減免を実施。

法人独自に生活保護対象利用者の食費を法人減免します。

(6) 利用者等の要望の把握と業務への反映方法及び苦情への対応方法

ケアマネージャーを通じて情報収集や日常的な介護者との情報交換、苦情受付を行ないます。意見書箱を設置しご利用者、家族より意見、要望を集約し運営の改善に活用していきます。

苦情相談窓口、担当者を設定し対応していきます。施設改修が必要な要望についても、利用者との相談に応じながら、市との協議を進め、改善に努めていきます。

苦情については、寄せられた内容（サービス内容に関する件、職員の対応に関する件、その他）などについて迅速に対応できるよう体制を整備していきます。改善内容については、業務会議等を通じて職員に周知して、徹底するよう努めていきます。

(7) 利用者の家族及び関係機関との連携

生活相談員の訪問を通じて、支援内容に関する意見交換や日常的に居宅介護支援事業者との情報交換、サービス担当者会議への参加、施設での生活状況を詳しく報告し、今後の利用に役立つ情報提供をしていきます。また、施設利用の必要な場合も出来る限り早めにご家族、ケアマネージャーと連絡、調整を行いながらご本人の負担にならないような利用方法を提案するように心がけていきます。

利用中の急変についても、医療機関への受診、その結果の報告をご家族、ケアマネ

ージャーと密に行いながら、安心してご利用が頂けるよう留意していきます。

(8) 環境に配慮した取り組み

節電対策として、不要な電灯の消灯で消費電力の節約に努めていきます。コピー用紙の両面使用による事務費の節約やアイドリングを止める、法定速度での送迎の励行など環境に配慮した取り組みも行っていきます。

(9) 平成 26 年度収支計画

※別紙収支計画書添付

4. 人員計画

(1) 職員配置 平成 26 年 4 月 1 日現在

①施設管理者 1 名 (生活相談員兼務)

氏 名	経験年数	保 有 資 格	兼務職種
1.	1 年	社会福祉士 介護支援専門員 介護福祉士	介護職員 生活相談員

②生活相談員 4 名 (管理責任者・介護職兼務)

氏 名	経験年数	保 有 資 格	兼務職種
1.	16 年	社会福祉士 介護支援専門員 介護福祉士	施設管理者
2.	3 年 2 ヶ月	社会福祉主事任用資格	介護職員
3.	4 年 7 ヶ月	社会福祉主事任用資格	介護職員
4.	1 年	社会福祉主事任用資格	介護職員

③看護職員 2 名 (機能訓練指導員兼務)

氏 名	経験年数	保 有 資 格	兼務職種
1.	5 年 7 ヶ月	看護師	機能訓練指導員
2.	1 年 2 ヶ月	准看護師	機能訓練指導員

④介護職員 5 名 (専任)

氏 名	経験年数	保有資格	兼務職種
1.	13 年	介護福祉士	なし
2.	2 年 1 ヶ月		なし
3.	14 年 6 ヶ月	介護福祉士	なし
4.	10 年	介護福祉士 介護支援専門員	なし

5.	0年		なし
----	----	--	----

⑤機能訓練指導員 2名 (看護職兼務)

氏名	経験年数	保有資格	兼務職種
1.	5年7ヶ月	看護師	看護職員
2.	1年2ヶ月	准看護師	看護職員

⑥その他6名

厨房調理員及び運転パート

氏名	経験年数	保有資格	兼務職種
1.	15年9ヶ月	調理員	なし
2.	15年	調理員	なし
3.	3年9ヶ月	調理員	なし
4.	1年	調理員	なし
5.	3年8ヶ月	大型免許	なし
6.	3年	普通免許	なし

(2) 職員研修については、法人の職員研修委員会や、介護研修委員会での計画に沿って、ひばりの職員参加を位置づけていきます。(法人の職員研修は、法人の運営理念や介護保険法等の法律、制度について、介護研修委員会では、移乗、体位交換、排せつや食事介助など実際の介護技能等について) また、口腔ケアの研修には看護職員を派遣するなど職員の質的向上に努めていきます。また、感染症対策のための感染症対策委員会へも参加して、ノロウイルスやインフルエンザ対策の充実に努めています。

施設内の研修については、主に介護実習(移動、排泄、入浴、食事介護等)を中心に、介護技術の向上に努めていきます。

5. 施設の維持管理

公設民営の施設の為、市と連絡、協議しながら施設の維持、管理を実施
(施設の夜間警備、施設の清掃業務、給湯設備、自動ドアなどの年間メンテナンス)
施設の修繕はリスク負担表に則り、必要な時に実施するようにしていきます。

6. 衛生管理

- ・ 感染防止について、職員の健康状態の確認、ご利用者の感染確認の基、必要な対策を行っていきます。インフルエンザの流行時期には、うがい手洗いの励行、椅子、机等の消毒やフロアの加湿状況にも留意していきます。近年、冬季のノロウイルス感染予防には、最善の注意を払います。
- ・ 食中毒防止について、保健所指導の基、調理員検便の毎月の実施やうがい手洗いの励行使用食材の保管等を確実に行っていきます。ノロウイルスや 0157 による食中毒防止のために原材料の受入時の検品や調理器具の消毒等調理室の衛生管理に努めていきます。

7. 緊急時対策

(1) 事故防止対策

送迎中の事故防止については、送迎職員が携帯電話を携帯しているため、その場より110番通報して迅速に事故処理にあたるようにします。その際、必ず事務所への連絡を密にするようにしていきます。緊急連絡先は、各送迎車両に常備してあります。

施設利用中の転倒防止や誤嚥による窒息防止等についても、マニュアル化して未然に防止するように努めます。119番通報の訓練も消防・避難訓練時に行います。

(2) 年間2回以上の消防・避難訓練（消防訓練、避難訓練、救急蘇生法訓練）を実施します。緊急連絡網の整備及び職員への周知、自然災害時の非難場所としての飲料水及び食料の確保、保存等、災害時の体制づくりに努めていきます。2階「老人憩いの家」と共同で消防避難訓練を行ないます。

8. 個人情報の保護

法人の個人情報保護規定に基づく管理（コンピューターによる管理、文書類は、施錠できる棚での管理、通帳、印鑑類は金庫での管理等）を行ない、ご利用者に関する個人情報の保護に十分、留意していきます。また、年1回、個人情報の保護に関する研修会を設けて、職員への周知や啓蒙に努めていきます。